

定 款

一般社団法人全国知的障害者施設家族会連合会

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人全国知的障害者施設家族会連合会と称し、略称を「全施連（ぜんしれん）」とする。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

(目的)

第3条 当法人は全ての知的障がい者支援施設を利用する人の福祉向上を図り、その豊かな生活と権利を護ることを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 知的障がい者を始めとする障がい者福祉に関する情報の収集・交換及び調査・研修
- 二 関係機関及び各種福祉団体との連携・協働
- 三 知的障がい者に関する問題の社会啓発
- 四 その他目的達成のために必要な活動

(公告)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。

第2章 社 員

(入社及び社員種別)

第6条 当法人の目的に賛同して入社した団体及び当法人の事業を賛助する個人または団体を社員とする。

- 2 当法人の社員となるためには、別に定める申込書により申込みをし、理事会の承認を得るものとする。
- 3 当法人の社員は、次の3種とし、正社員及び準社員をもって一般社団法人

及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

また、この条以降の条文において単に「社員」と表記する場合は正社員及び準社員を指すものとする。

- 一 正社員 知的障がい者支援施設家族会の都道府県組織であつて、当法人の目的に賛同して入社した団体
- 二 準社員 正社員がいない都道府県において、複数の知的障がい者支援施設家族会で構成する組織又は単独の知的障がい者支援施設家族会等であつて、当法人の目的に賛同して入社した団体
- 三 賛助社員 当法人の事業を賛助する個人または団体

（会費）

第7条 正社員及び準社員は、別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 賛助社員は、別に定める賛助会費を納入しなければならない。

（社員の資格喪失）

第8条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- 一 2年以上会費を滞納したとき。
- 二 全ての社員の同意があつたとき。
- 三 社員である団体が解散したとき。
- 四 除名されたとき。

- 2 社員は、資格を喪失したときは退社するものとする。

（退社）

第9条 社員はいつでも別に定める退社届を提出することにより、退社することができる。

（除名）

第10条 社員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の特別決議により、その社員を除名することができる。

- 一 この定款及び当法人が定める規則に違反したとき。
- 二 当法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

この場合において、当該社員に対し、当該社員総会の日から一週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

また、除名した社員には、その旨を通知することを要する。

(社員名簿)

第11条 当法人は、社員の名称及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 当法人の社員に対する通知または催告は、社員名簿に記載した住所または社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、正社員及び準社員をもって構成する。賛助社員は社員総会を傍聴することができる。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 社員の除名
- 二 理事及び監事の選任又は解任
- 三 理事及び監事の報酬等の額
- 四 計算書類等の承認
- 五 定款の変更
- 六 解散
- 七 その他社員総会で決議するものとして法人法及び関係法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

(招集)

第15条 定時社員総会は、法人法及び関係法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決定により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、代表理事に次ぐ順位の理事がこれを招集する。

2 社員総会を招集するには、会日の1週間前までに各社員に対して、招集通知を発するものとする。

ただし、書面または電磁的方法による議決権の行使を認める場合は、会日の2週間前までに通知を発するものとする。

- 3 前項にかかわらず、社員総会は、社員全員の同意があるときは、書面または電磁的方法による議決権行使の場合を除き、招集手続きを経ずに開催することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれにあたる。ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、代表理事に次ぐ順位の理事がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第17条 社員総会の決議は、法人法及び関係法令に別段の定めがある場合を除き、全ての社員の過半数が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、全ての社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

一 社員の除名

二 監事の解任

三 定款の変更

四 解散及び継続

五 その他法人法及び関係法令で定められた事項及びこの定款に別段の定めがある事項

- 3 社員は、それぞれ1個の議決権を有する。

(決議の省略)

第18条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第19条 社員は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法人法及び関係法令の定める事項を記

載した議事録を作成し、議長及び出席理事の中から指名された議事録署名人2名が署名または記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 第18条の場合も、前項の議事録を作成する。

第4章 社員総会以外の機関

(社員総会以外の機関)

第21条 当法人には、理事会及び監事を置く。

(理事及び監事の員数)

第22条 当法人には、理事を3名以上50名以内及び監事2名以内を置く。

(理事及び監事の選任)

第23条 当法人の理事及び監事は、当法人の正社員の中から社員総会の決議によって選任する。

2 理事は、監事の選任に関する議案を社員総会に提出するには、監事（監事が2名以上ある場合にあっては、その過半数）の同意を得なければならない。

(理事の職務権限及び報告義務)

第24条 理事は代表理事を補佐し、当法人の業務を分担執行する。

2 理事は、当法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

(監事の職務権限及び報告義務)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法人法及び関係法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法人法及び関係法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

4 監事は、理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他を調査しなければならない。この場合において、法人法及び関係法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員

総会に報告しなければならない。

(理事及び監事の任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 増員により選任された理事又は監事の任期は、他の在任理事又は在任監事の任期の残存期間と同一とする。

(代表理事)

第27条 当法人には代表理事1名を置き、理事会の決議によって選定する。

2 代表理事を、理事長と称する。

3 理事長は、当法人を代表し、法人の業務を統括する。

4 代表理事が欠けた場合、新たな代表理事が選定され就任するまでの間、任期の満了又は辞任等により退任する代表理事は、なお代表理事としての権利義務を有する。

(解任)

第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第29条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、全ての理事及び監事をもって構成する。

2 理事会に附帯する組織として、常任委員会及び地方部会並びに正副理事長会を置くことができる。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 当法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務執行の監督

三 代表理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、代表理事がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催することができる。

3 理事会は、毎事業年度に2回以上開催するものとする。

(議長)

第33条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、代表理事に次ぐ順位の理事がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。なお、監事は理事会での議決権を有しない。

(決議の省略)

第35条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面または電磁的記録によって同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第36条 代表理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告するものとする。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法人法及び関係法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事（代表理事に事故若しくは支障があるときは代表理事に次ぐ順位の理事）及び監事がこれに署名または記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

(理事等の法人に対する責任の免除)

第38条 削除

(外部役員等の法人に対する責任の限度)

第39条 削除

(理事会規則)

第40条 理事会に関する事項は、法人法及び関係法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 基金 第41条から第44条まで 削除

(基金の募集)

第41条 削除

(基金の取扱い)

第42条 削除

(基金の拠出者の権利)

第43条 削除

(基金の返還の手続)

第44条 削除

第7章 解 散

(解散の事由)

第45条 当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- 一 社員総会の決議
- 二 法人の合併
- 三 社員の全てが欠けたとき
- 四 法人の破産手続開始決定
- 五 解散を命ずる裁判
- 六 その他法人法及び関係法令で定められた事由

(法人の継続)

第46条 前条第一号の事由によって解散した場合においては、社員総会の決議をもって法人を継続することができる。

2 前条第三号の場合においては、新たに社員を加入させて、法人を継続することができる。

第8章 計 算

(事業年度)

第47条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第48条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を経て、直近の定時社員総会の承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、代表理事は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第49条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第一号の書類については、その内容を報告し、第二号及び第三号の書類については、承認を受けなければならない。

一 事業報告

二 貸借対照表

三 損益計算書（正味財産増減計算書）

第9章 附 則

(最初の事業年度)

第50条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成24年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第51条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 由 岐 透
(住所) 兵庫県神戸市

設立時社員 南 守
(住所) 高知県高知市

設立時社員 岩 本 邦 雄
(住所) 神奈川県横浜市

(設立時理事及び設立時監事の氏名及び住所)

第52条 当法人の設立時理事及び設立時監事の氏名及び住所は次のとおりである。

設立時理事 由 岐 透
(住所) 兵庫県神戸市

設立時理事 南 守
(住所) 高知県高知市

設立時理事 岩 本 邦 雄
(住所) 神奈川県横浜市

設立時監事 山 根 基
(住所) 島根県出雲市

2 当法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。

(定款に定めのない事項)

第53条 この定款に定めのない事項は、法人法及び関係法令によるものとする。

上記は当法人の現行定款である。

令和7年3月17日

一般社団法人 全国知的障害者施設家族会連合会

代表理事 福 間 廣 明